

各支援制度についての御案内

1 高等学校等就学支援金制度

都立学校に在学する生徒は、原則として授業料を納入することになります。
就学支援金制度とは、生徒の保護者の所得に応じ、授業料が無料になる国の制度です。

2 多子世帯における都立学校授業料等支援事業

「23歳未満の子を3人以上扶養し、かつ所得制限により就学支援金の対象とならない世帯」の授業料が半額になる制度です。

3 東京都立高等学校等給付型奨学金制度

家庭の経済状況に関わらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

4 東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度

授業料以外の教育費（教科書費、学用品費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者等の口座に振り込まれる制度です。